

令和4年5月19日
(木曜日)

令和4年 第2回幌延町議会（臨時会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度幌延町一般会計補正予算 第8号)
 - 5 承認第2号 専決処分の報告について
(幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - 6 議案第1号 幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第2号 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第4号 幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第5号 幌延町民間放送テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第6号 工事請負契約の締結について (上幌延開進地区給配水管改修工事)
 - 12 議案第7号 工事請負契約の締結について (問寒別地区給配水管改修工事)
 - 13 議案第8号 工事請負契約の締結について (産業・地域振興センター改修工事)
 - 14 議案第9号 財産の取得について (ロータリ除雪車購入)
- (閉 会 宣 告)

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告
日 程 第	1	会議録署名議員の指名
”	2	会 期 の 決 定
”	3	諸 般 の 報 告
”	4	承 認 第 1 号
”	5	承 認 第 2 号
”	6	議 案 第 1 号
”	7	議 案 第 2 号
”	8	議 案 第 3 号
”	9	議 案 第 4 号
”	10	議 案 第 5 号
”	11	議 案 第 6 号
”	12	議 案 第 7 号
”	13	議 案 第 8 号
”	14	議 案 第 9 号
		閉 会 宣 告

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	古 草 勝
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
産 業 振 興 課 長	山 本 基 繼
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司
財 政 グ ル ー プ 主 幹	渡 邊 智 民
総 務 グ ル ー プ 総 務 係 長	森 本 讓
教 育 次 長	伊 藤 一 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	(山 本 基 繼)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	(藤 井 和 之)
議 会 事 務 局 職 員 出 席 者	
事 務 局 長	早 坂 敦
主 任	横 山 薫

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき議長において、5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月19日、1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年度 幌延町一般会計補正予算 第8号の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度 幌延町一般会計補正予算第8号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

このたびの専決処分による補正予算については、問寒別地区及び上幌延開進地区の農業用水道施設改修事業の財源として、町債の発行を予定しておりますが、起債対象外事業費の精査等により、町債の減額が見込まれるものの、地方交付税の特別交付税が予算額を大きく上回り交付されたこと、また、大雪の影響による除雪対策費として国庫補助金が交付されたことなどにより、多額の決算剰余金が見込まれることから、今後の公共施設整備の財源として、

公共施設等整備基金に積み立てるため、令和4年3月31日付けで専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条 第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,446万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億101万7千円にしております。

第2項、「第1表 歳入歳出予算補正」について、説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、2款 地方譲与税で653万8千円の増、7款 地方消費税交付金で1億3,977万1千円の増、10款 地方交付税で9,155万4千円の増、14款 国庫支出金で2,344万円の増、21款 町債で1億530万円の減などで、歳入合計3,444万6千円の増額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、2款 総務費で3,444万6千円の増、歳出合計も同額の増額補正です。

第2条 地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」については、起債対象外事業費の精査等により、既定の地方債限度額の合計6億1,310万円を5億780万円に補正するものです。

内訳は、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億950万円を4,750万円に、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業5,710万円を1,380万円に補正するものです。

以下、歳入、歳出の順で補正予算の内容について、説明いたします。

始めに歳入ですが、8ページをお開きください。

2款2項1目 自動車重量譲与税では、交付額が予算額を上回ったことから392万8千円の増です。

7款1項1目 地方消費税交付金につきましても、交付額が予算額を上回ったことから1,397万1千円の増です。

10ページをお開きください。

10款1項1目 地方交付税では、特別交付税の確定により9,155万4千円の増です。令和3年度の特別交付税の総額は3億2,155万4千円で、前年度対比3,822万7千円、13.5%の増です。

14款2項4目 土木費国庫補助金では、大雪の影響による除雪対策費として、社会資本整備総合交付金444万円の増、臨時道路除雪事業費1,900万円の新規計上です。

21款 町債につきましては、第2条 地方債の補正で説明していますので省略いたします。

次に歳出ですが、12ページをお開きください。

2款1項12目 諸費では、今後の公共施設の整備や更新等には、多額の費用が必要となることが見込まれることから、今回の補正で財源留保となります資金を公共施設等整備基金へ積み立てるため、基金管理事業3,444万6千円の増です。

6款1項6目 農地開発費及び8款2項1目 道路維持費では、国庫補助金、道補助金及び町債の補正に伴い、財源内訳を変更しています。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたしま

す。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ令和4年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町税条例等の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

この改正条例については、2条立ての条文からなっており、第1条は、幌延町税条例の一部改正、第2条は、令和3年3月に承認されました幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

配付しております新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

はじめに1条の、幌延町税条例の一部改正であります。

1ページ、2ページ目の、第33条及び第34条8の改正は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る、所得割の課税標準及び控除の見直しに関する改正であります。

第36条の2から、3ページ、第36条の3の3までの改正は、公的年金等受給者の住民税申告義務、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直しに関する改正であります。

5ページをお開きください。

第73条の2、73条の3の改正は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付の際に、住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合や、閲覧または証明書の交付が適当でない認められる場合において、住所の削除など、必要な措置を講ずることができることを明確にするものであり、1ページ目、第18条の4で規定する納税証明書の交付についても同様の改正であります。

次に、附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長等に関する改正であり、令和15年までとしていた期限を令和20年度まで、5年間延長するものであります。

次に、附則第10条の2第2項の改正は、下水道法第12条第1項に規定する除害施設に対する固定資産税の課税標準の特例割合を、4分の3から5分の4に改正するものであります。

6ページをお開きください。

附則第10条の3の改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正であります。

7ページをお開きください。

附則第12条の改正は、宅地等の負担調整措置の継続について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%に改正するものであります。

8ページをお開きください。

附則第16条の3の改正は、町民税における特定上場株式等の配当等に係る申告分離課税について、所得税での適用を受けた場合に限り、課税の特例を適用する改正であります。

9ページをお開きください。

附則第20条の2及び第20条の3の改正については、町民税における申告方式の選択に関する規定の整備であります。

10ページをお開きください。

附則第25条の改正は、附則第7条の3の2において、住宅借入金、税額控除の延長、見直しについて規定が整備されたことに伴う条項の削除であります。

次に、第2条、幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。令和3年改正条例第1条のうち、第36条の3の3について、扶養親族申告書の見直しに伴う規定の整備であります。

11ページをお開きください。

この条例の附則であります。第1条は施行期日に関する規定で、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、ただし書で各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条から第4条については、各税目における経過措置について規定しております。

以上、承認第2号「専決処分承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、今後の国民健康保険運営にあたり、課税額の見直しが必要となったこと。また、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、被保険者に対する課税額及び課税限度額の引上げ及び未就学児がいる世帯における均等割額の減額が主な改正であります。

それでは配付しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第2条各項の改正については、課税限度額を引き上げる改正で、医療費分である基礎課税限度額63万円を65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額19万円を20万円に改正するものであります。

第3条から第5条の2の改正については、医療費分の基礎課税額、第6条から第7条の2については、後期高齢者支援金等課税額、第8条から第9条の3については、介護納付金課税額について、それぞれ所得割の率、均等割額、平等割額を引き上げる改正であります。

第13条第1項各号の改正については、課税限度額及び各区分における課税額の改正との関連から、各軽減対象世帯における均等割額、平等割額について、それぞれ減ずる額を改めるものであります。

また、同条第2項の改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正による新たな制度であり、世帯に未就学児がいる場合にあっては、その未就学児に係る均等割額について、各世帯の課税区分に応じ、それぞれ5割を軽減する規定であります。

次に附則であります。第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第7号、議案第2号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第8、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第9、議案第4号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3件は、一括議題といたします。

議案第2号から議案第4号までの提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

ただいま、一括上程となりました、議案第2号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

さる、令和3年8月の国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、いつもでありましたら、当該年度において対応するところでありましたが、昨年11月に国が国家公務員の給与法令案の国会提出を見送ったことにより、本町においても同様の対応をしていたところです。

その後、今年2月1日に改正法案が閣議決定され、衆議院、参議院の審議を経て令和4年4月13日に公布されたことに伴い、本町の関係条例の改正議案を上程するものであります。

この勧告に基づく給与制度の改正につきましては、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、それぞれの規定から年間の支給月数を0.15月引き下げる内容となっております。なお、再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員につきましては、0.1月の引き下げとなります。

それでは、議案第2号からご説明しますので、お手元に配布の議案第2号資料の新旧対照表をご覧ください。

改正条例の第1条については、「町長等の給与に関する条例」の一部改正の規定で、期末

手当の支給率を引き下げる規定で、第4条第2項中、期末手当の支給率「100分の222.5」を「100分の215」に改正するものです。

次に、改正条例、第2条の「幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」で、「町長等の給与に関する条例の一部改正」と同じく期末手当の支給率を引き下げる改正となります。改正後の 期末手当の年間総支給率は4.45月が4.3月となります。

附則ですが、第1項は、この条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では、このたびの人事院勧告における措置が令和3年度分の内容となっていることから、令和4年6月に支給する期末手当から、令和3年12月支給額に222.5分の15を乗じて得た額を減額して支給することを特例措置として規定しております。

続きまして、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部改正」ですが、お手元に配布の議案第3号資料の新旧対照表をご覧ください。

改正条例の第19条第2項に規定されております期末手当分の支給率「100分の127.5」を「100分の120」に改正するものです。

同条第3項は、再任用職員における期末手当分の支給率「100分の72.5」を、「100分の67.5」に改正するものです。

附則ですが、第1項は、この条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では、さきほどの議案第2号でもご説明しました内容と同様で、人事院勧告における措置が令和3年度分の内容となっていることから、所要の規定文とするものです。同項第1号は、いわゆる職員の規定で、同項第2項は、再任用職員に対する割合の規定となっております。

第3項は、幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、本条例の規定では、職員の給与に関する条例を引用していることから、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定を附則で追加する改正です。

続きまして、議案第4号「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、お手元に配布の議案第4号資料の新旧対照表をご覧ください。

改正条例第8条第1項第2号中、6月及び12月の支給割合が同率にもかかわらず規定していたことから、今回の改正により規定文及び支給率を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めようとするものです。

附則ですが、第1項では施行期日を公布の日からとし、第2項では議案第2号、議案第3号と同様に令和4年6月に支給する場合の算出について規定文を追加しようとするものです。

繰り返しとなりますが、このたびの人事院勧告における措置が令和3年度分の内容となっていることから、令和4年6月に支給する期末手当から、令和3年12月支給額に、それぞれ規定した割合を乗じて得た額を差し引いて、令和4年6月手当として支給されることとなります。

以上、議案第2号、議案第3号、議案第4号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号までの3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「幌延町民間放送テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第5号「幌延町民間放送テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

配付しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案とあわせてご覧願います。

本件は、民間テレビ放送の難視聴を解消するために設置しております、民間放送テレビ中継局の施設を現在、五つの事業者に無償貸付けしておりますが、そのうち、北海道テレビ放送株式会社から、本社の住所を移転した旨の連絡があったことに伴い、条例第4条の表中に記載されている住所、札幌市豊平区平岸4条13丁目10番17号から札幌市中央区北一条西1丁目6番地へ変更するものであります。

次に、附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第5号「幌延町民間放送テレビ中継局設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本案については、地方自治法 117 条の規定により、私は除斥の対象となりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ここで暫時休憩します。

(10時30分 休 憩)

(10時31分 開 議)

副議長 西澤裕之君

休憩を解いて会議を再開します。

地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長が退席の間、私が代わって議長の職務を行うことになりました。

よろしくお願いします。

それでは、ただいま議題となっております、議案第 6 号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第 6 号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます

本件につきましては、「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和 4 年度施行 上幌延開進地区給配水管改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は 9,251 万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町 6 番地 8 株式会社 高橋建設 代表取締役 高橋 和子 氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、配水管敷設の延長で 2,066.55m、給水管敷設工が 12 戸、道路横断工が 4 箇所などで、令和 5 年 2 月 28 日までの工期であります。

以上、議案第 6 号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

排水管改修工事はどの程度今工事が遅れていて実際にこの工事が完成したら、何年の何月ごろから、新しい水道として利用できるのかお伺いします。

それと、令和 4 年度ですね、今、高橋建設さん、仮契約。図面から見たら令和 5 年度も施行予定となっている。令和 5 年度分に移行するときに、また同じ業者が、仮にですよ、同じ業者でなくては、都合が悪いとか、そういうことはなくて、令和 4 年度の方はきちんとやってもらったら令和 5 年はまた別の業者がきちんとできるという、今回の工事内容なのか、お伺いします。

産業振興課長 山本基継君

斎賀議員のご質問にお答えいたします。

現在までですね、工事が遅れている状況ではなくて、事業費が高騰しておりまして、その関係もありますので遅れているわけではありません。それと、現在までですね、現在の総事

業費の見込みが、2億3,400万円で、配水管の布設は7.3キロを見込んでおります。

令和5年度につきましては、市街地側、市街地元町付近にある6戸に対しての給水管、給排水管の付設を予定しております。実際に工事が終わるのがですね、令和6年度を予定しております、令和6年度に終わるんですけども、今の上幌延地区の浄水場取水ですね、濁水がひどいんで、その濁水対策を何とかしようということで、その関係も今出てきますんで、令和6年度に給排水管工事は終わるんですけども、供用開始まではもう1年、令和7年度ぐらいになるのかなと担当課では計画、予定をしております。以上です。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

1点目に、令和4年は高橋建設さんをお願い、仮契約、令和5年度分また違う業者になるのかどうなのかわかりませんが、令和4年の業者と令和5年の業者が違って不都合ないように今回の工事は進むのか、ちょっと改めてお伺いします。

産業振興課長 山本基継君

はい、不都合がないように、単年度単年度で、事業を完了しております。以上です。

副議長 西澤裕之君

ほかございませんか。

よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、議長の職務を交代します。

ここで暫時休憩します。

(10時36分 休 憩)

(10時37分 開 議)

議長 高橋秀之君

休憩を解いて会議を再開します。

日程第12 議案第7号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第7号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和4年度施行 問寒別地区給配水管改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。契約金額は1億4,300万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂 俊英 氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、配水管敷設の延長で4,895.16m、給水管敷設工が18戸、道路横断工が1箇所、橋梁添架工1箇所などで、令和5年2月28日までの工期であります。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

問寒別地区のこれは、当初予定していた工事よりどのぐらい遅れているのか、また実際に工事が完了したら、何年の何月ごろから給水が開始されるのかがまず1点目。

2点目です、今頃質問して怒られるんですけども、位置図の図の2のほうに、東のほうの道道から問寒別市街地に抜ける町道で、令和4年度工事が入っている配水管の図があるんですけども、ここは冬季の間除雪しないから、冬季中の事故があっても大丈夫なのかどうか、ちょっとお伺いします。

産業振興課長 山 本 基 継 君

問寒別地区につきましては、幹線を今整備している道営事業がですね、2年ぐらい完了遅れてるんですよ。その関係で、町のほうもですね、2年程度遅れているのかなっていうことです。

供用開始はですね、2年程度遅れまして、現在のところ令和7年度までの工事完了後になる予定をしております。

今、道道から市街地に抜ける道、町道問寒7号線を通ってっていうのは、これ今道営事業で今整備する管なんですよね。それで冬期間も除雪しないから何かあったらどうするんだというご質問だと思うんですけども、何かあった際にはですね、除雪するまではいかないと思うんですけども、対応したいと思います。

まあ、今回布設する新しい管ですので、そんな直近直近で漏水事故とかっていうのは起こらないと思うんですよ。ですから、当分の間は大丈夫だと思うんですけども、漏水事故があった際には、対応していきたいと思います。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

2年遅れて7年完了予定で、先ほどの話からいけば、7年に終わったら8年ぐらいから給水開始予定だと思ってよろしいですか。

産業振興課長、山 本 基 継 君

令和8年度からの供用開始を予定はしております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

上幌延が令和7年、問寒別が令和8年度予定なんですけども、これに伴ってこの水道料金

とかっていうのは、いつごろから話始まっていつごろまでには決めたいと思っておりますか。
産業振興課長 山本基継君

水道料金の改定設定につきましてはですね、令和3年3月の常任委員会でもご説明したんですけれども、農業だけではなく、審議会、町民の方ですとか、商工関係の方、議員さんにも、構成のメンバーに加わっていただいて、審議会を設置して、2年程度かけて料金設定するのがいいのかなっていう考えを担当課のほうではしています。ですから供用開始、7年、6年ということですから、逆算していても、令和5年度、4年度末から5年度にかけ、5年度の初め5年度6年度で、料金設定を行う考えでは、今現在のところあります。以上です。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第7号は、討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第8号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。契約の目的については、令和3年度施行（繰越）産業・地域振興センター改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。契約金額は1億2,760万円で、契約の相手方は、旭川市宮下通13丁目右10号 株式会社 田中組旭川支店 執行役員支店長 鈴木 聡 氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、換気設備新設・改修、空調設備システムの変更、屋外キュービクル増設、屋上防水改修で、令和5年2月28日までの工期であります。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

ただいま説明のあった、換気と、空調、防水ですね、これをやりたいんだということなんですけど、それぞれがね換気とか空調、防水がいつからどのように、調子が悪かったというか、悪い状態を把握されていたのかまずそれをお伺いします。

委員会でも説明があったんですけども、たまたま今回コロナ対策の交付金が出るということで換気設備のほうに使えるということで、その関係以外の空調防水をやるということなんですけども、それでよろしいのかどうか、お伺いします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問にお答えいたします。

産業地域振興センターにつきましては、建設自体は平成15年、町が取得したのは平成29年となっております。29年度から、町のほうでは、施設の管理をしております。修繕の状況といたしましては、活気、空調設備につきましては、通常ですね、1日9時間っていう、標準的な稼働時間で10年という設定のものでございましたけれども、施設の性質上ですね、採取した資料等の保管で、24時間、空調を回さなきゃいけないというところで、通常の稼働時間よりも多い状況になっております。そんな中でですね、平成29年に幌延町が取得してから、小修繕ということで、コンプレッサーでしたり、スターターのモーターなんかの修繕は行いながら、様子を見ながら施設のほうは運転しておりました。

その中でも平成31年にはエンジンの調子が少し悪いということで、交換をして、様子を見ながら運転しておりましたけれども、今回については、今、灯油の形で運用しておりますけれども、部品がですね、なかなかメーカーのほうでもなくなってきたという現状も踏まえて、全体的に見直す修繕というものを計画させていただきました。その中で、さらに、施設の使いやすさという部分で、コロナ対策の部分も含めて、コロナの交付金を使いながら、今回の整備を計画したということです。以上です。

3 番 齋賀弘孝君

私の質問の仕方が悪かったかと思うんですけども、いつから調子が悪かったというか具合が悪くなったのがわかったんですかっていうことをそれぞれ3つ聞いたら、29年度に購入して、29年から少しずつ修繕して、とうとう31年にはエンジンも交換して、今回コロナの交付金が出るからやるというお話だったかなと思います。

それぞれ1億2,760万。大きく分けて3つだと思うんですけども、コロナ対策の交付金で使う換気、空調ですね、それから防水、それ3つそれぞれ幾らかかるんですか。コロナ対策の交付金幾ら出るんですか。一般財源から幾ら出すんですか。

企画政策課長、角山隆一君

ただいまのご質問にお答えいたします。

契約金額の内訳につきましては、設計段階の内訳で直接工事費の数字でお答えさせていただきましても、空調設備につきましては2,800万円ほど、換気設備については500万円ほどということで、その他、残りの費用については、改修全体の費用というような形になります。

それに共通仮設費ですとか諸経費を加えまして、1億2,670万という内訳でございます。それと、コロナの交付金につきましては4,267万円の交付金をいただく形になっております。以上です。

(齋賀議員「聞き取れませんでした」)

議長 高橋秀明君

もう1回、すいません。

もう一度お願いしたいです。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

改修工事の内訳でございます。交付金の額はよろしかったでしょうか。

(齋賀議員「はい。」)

改修工事費、直接工事費の内訳です。空調設備に係る分は2,810万円。換気設備については、500万円ですけれども、そこに係るですね、すいません細かい内容でいきますと、電気設備であったり、仮設暖房工事、受変電キュービクルの新設、1,526万円となっております。その他は、建設工事、取り壊しですとか、天井解体新設、屋外の基礎等々の金額となっております。

それがトータルで1億2,760万という内訳でございます。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

換気、空調防水やるって言うてるんでその換気幾ら、空調幾ら、防水加工幾ら。空調は2,800万とわかりましたよ。空調が今1,000万かかるって言ったんですか。防水は幾らなんですか。それがその他になるんですか。ちょっとそこを3つだけでいいんでそれをちゃんと分かるように聞こえるようにちょっと教えてください。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩します。

(10時53分 休 憩)

(10時55分 開 議)

会議を再開します。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

齋賀議員のご質問にお答えいたします。

あくまでも今、今現在分かる直工でしかないんですけれども、よろしいですか。

(齋賀議員「はい。」)

空調設備につきましては、3,400万円。換気につきましては、約480万円。防水改修工事につきましては、1,020万円程度というふうになっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君。

コロナの対策の交付金は、換気だけに使えるんですか、それとも空調に使えるんですか。空調にも、換気にもこのコロナの対策交付金4,267万円は、使えるということで良いですか。

最後なんでもう一つ1点ちょっとお伺いしますね。

最後に聞いたかったことは、先ほど説明のあったとおり、平成29年の議会で、この北方地域振興センターとして建てたやつを、町が契約して町が買いました。そのときの値段。議会上がった値段が、建物だけですよその建物だけ1億4,256万円で契約した。建物、研究棟。宿泊とかあったんだけどそれは抜きで建物だけで、1億4,256万で購入したものを今回コロナ対策交付金があるとはいえ、1億2,760万で改修工事をしないとイケない。当面大きな工事はないものとして北方圏センターを町が購入したんですけども、先ほど

の説明でもう29年から修繕してたと。そして31年のエンジンも交換しなきゃならないような時代だったということ。

当時の説明では当面大きな改修工事はないからっていうことだったんですけども、それはちょっと、そこまで見る事が出来なかったのかどうかをお伺いしたいと思います。またこの残りのですね、約8,000万ですね、コロナ対策以外の8,000万は、一般財源というんですけど、何か基金かどこか取り崩す予定があるのかどうか、それを最後にお伺いします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナ対策ということで、交付金を使うに当たっては、本来の産業地域振興センターの施設に対して、コロナ対策施すことにより、結果的に使用できるような形にするというようなことで、換気設備のみならず、施設の快適性を上げるということで、コロナ交付金を4,260万、全体の整備費に対して入れているということでございます。それとですね、一般財源につきましても、今回の仮契約金額1億2,760万に対して、交付金が4,267万ありますので、一般財源は8,493万円用意するというような形になりますけれども、産業地域振興センターにつきましては、利用料、使用料を取りながら、施設のほうを運営しておりますので、今回、交付金を使うことにより、この差分の一般財源8,493万については、使用料をいただきながらの施設の運営の中で回収していく考えでおりますので、そこに対して財源ということではなく、施設の運営の中でやっていくような考えで、この金額でいきますと、令和10年度中には、当初の購入費を含め、回収できるというような考えでおります。以上です。

議長 高橋秀之君

すいません、もう一つ質問されてると思うんですけど。

企画政策課長 角山隆一君

施設の状況につきましては、確かに譲渡を受けた段階で、空調の稼働時間については、当初から先ほど申し上げたように、通常9時間レベルのものを24時間使ってますということでございます。

そんな中で修繕については、様子を見ながらなんですけれども、29年30年と小修繕の範疇でやっておりましたが、取得3年目以降ですね先ほど申し上げた、エンジンの交換ですとか、コンプレッサーやスターターモーターの調子不具合が出てきてるということで、譲り受ける前段には、前の持ち主の方も、その中でできるメンテナンスをした状態で、こちらを引受けている部分もございましたので、ちょっと、3年後には大きい修繕が出たということもございますけれども、機器のですね、年数経過で部品がないという状態も、この3年間の間にいろいろ出てきたという部分もあったので、ちょっとそこまで想定は出来ておりませんでしたけれども、研究協力ということで、施設の取得をした側面もございましたので、様子見ながらやっておりましたが、今回のタイミングで大きい修繕をかけさせていただくという流れになっております。以上です。

3 番 斎賀弘孝君

当時は、この1億4,000万出すのに、町では、建物の鑑定評価結果というものを出示しましたよね。

建物の鑑定評価では1億7,517万6千円、研究所、これ、鑑定結果出たんですよ。

それを公表してますよね、広報でも。

町の広報でも公表されてるんですけども、それが、今言われたように3年でエンジン交換とかもう当初から空調設備悪いのをわかってたっていうのを言ってるんで、そのときに委員会のほうにも、そういうのも悪いし、この部品を供給出来なくなる、そういう心配があるけども、やっぱり研究所継続のために、また、地域住民の人がいろんな分野でその空き部屋を利用してもらうのに使いたいんだということを一言あれば、今買った金額が1億4,000万、今この中で1億2,700万で修理するっていうのは、なかなかこう、うん。びっくりする額の改修工事だなと思って今改めて、3度ほど質問しました。

特に3度目のね、換気とか空調防水加工を幾らそれぞれするんですか。っていうのが、前の常任委員会でも、同僚議員の高橋委員が質問してその場では答えられなかったんで、後から、回答しますっていうことでした。そこで回答をきちんと調べていけば、スムーズな話合いが行われたのではないかなと思いますけども、私は1億4,000万で買ったものに今ここで1億2,700万かける工事、それが当初からわかっていたことがだんだん積もってこういう額になったということに驚いていることを改めて申し上げます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第9号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議案記載のロータリ除雪車購入契約について、提案するものがあります。

契約の目的は、ロータリ除雪車 機械器具購入であります。品名及び数量は、ロータリ除雪車1台であります。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、5,252万5千円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区北1条西7丁目1番 ナラサキ産業株式会社北海道支社
執行役員北海道支社長 小松 誠一 氏で、現在、仮契約中であります。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います

3 番 斎 賀 弘 孝 君

このロータリ除雪車は、取得するんですけども、新旧入替えになるのか。まずそれをお伺いします。

それと、このロータリ除雪車は、どこの路面ていうのか、どこの道路を主に重点的に行うロータリ除雪車なのか、その2点お伺いします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

今回購入するロータリ除雪車につきましては、今現在、問寒別で稼働しているロータリ除雪車の更新です。

問寒別地区のロータリ除雪車の更新にはなるんですけども、その後につきましては、新規で購入したロータリ除雪車については、幌延地区のほうの除雪に対応すると。現在、幌延のほうで稼働しているロータリ除雪車については問寒別のほうで稼働してもらうということになります。

その理由なんですけれども、基本的に幌延地区と問寒別地区につきましては、年間の走行距離、並びに稼働時間については、幌延地区につきましては大体年間平均で走行距離が1,447キロ、問寒別地区につきましては平均で643キロ、それぐらいの走行距離の違いがあります。

現在、幌延地区で稼働しているロータリ除雪車につきましては、平成22年で12年経過してるんですけども、走行距離が今1,733.6キロ。今現在問寒別で今回更新対象となる車両ですけども、こちらにつきましては平成8年で26年経過しております。

走行距離は2万7,145キロ、ということで、今回購入するロータリ除雪車は問寒別で今稼働しているロータリ除雪車の更新であって、それを今後は幌延のほうで稼働すると。

それで幌延で稼働しているロータリ除雪車が、問寒別のほうで稼働するという事になっております。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第2回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(1 1 時 0 9 分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 5 番 無量谷 隆

署名議員 7 番 西澤 裕之

以上、記録する。

主 任 横山 薫